認定証を医療機関の窓口へ提 付されたら、保険証と一緒に 必要になります。認定証が交 じて限度額を適用するために 示してください。 療機関の窓口でその区分に応

があります。有効期限は申請 末まで) 七月末までとなります。(平成 した月の初日から、翌年度の 十九年度のみ平成十九年七月 なお、認定証には有効期限

していただくことになります。 歳未満は二割)を窓口で負担 までどおり医療費の三割(三 は交付されませんので、これ ついては「限度額適用認定証 保険税の滞納のある世帯に

間い合わせ先

市役所市民課

各支所健康福祉課 Ⅲ〇七七一一六八—〇〇〇五

園部 瓜六八—〇〇一一 美山 瓜六八—〇〇四 日吉 瓜六八—〇〇三二 八木 咀四二—二三〇〇

窓口へお問い合わせください。 いる方は、ご加入の医療保険 ※社会保険などに加入されて

年一回必ず受けさせましょ

四月上旬から狂犬病集合予 まったら… 海外でもしも、

防注射が始まります。

【犬を飼っている皆さんへ】

死亡しています。 国を除く世界各国で発生して 犬病は、日本、英国、北欧諸 牲者が発生しました。犬の狂 らの帰国者の狂犬病による犠 人以上の人が狂犬病によって によると、全世界で毎年五万 おり、世界保健機関(WHO) 昨年は日本国内で、海外か

注射済票を付けない場合、一 を義務付けています。(狂犬 登録することと、毎年一回の 十万円以下の罰則がありま 犬病予防注射をせず、鑑札 病予防法では、犬の登録や狂 狂犬病予防注射を受けること より、犬の所有者は市町村に 日本では、狂犬病予防法に

どでお知らせしますので、毎 回場所は別途配布のチラシな ります。狂犬病予防注射の巡 犬であれば、大きな問題とな 犬にかまれた場合、 、未注射

洗い、医療機関でできるだけ ぐに傷口を石けんと水でよく 出てください。 た、帰国時には検疫所に申し ン接種を受けてください。ま 早く傷の処置と狂犬病ワクチ ある犬などにかまれたら、す むやみに手を出さないように しましょう。狂犬病の恐れの 犬やねこ、野生動物などには、 海外の狂犬病流行地では

【犬の登録について】

をしてください。 です。対象となるのは生後九 てから三十日以内に必ず登録 十一日以上の犬で、飼い始め 犬を飼う場合は登録が必要

交付されますので、必ず首輪 つき三千円です。 登録すると「犬の鑑札」が

かまれてし



あります 場合、二十万円以下の罰則が どの変更の届出をしなかった 在地や所有者の住所、氏名な 届出をしなかったり、犬の所 犬病予防法では、犬の死亡の 課に届け出てください。(狂 たときにも、各支所健康福祉 飼い主の氏名や住所が変わっ き千六百円が必要です。 を再発行する場合は一匹につ に取り付けてください。鑑札 登録した犬が死亡したり、

■問い合わせ先

各支所健康福祉課 市役所市民課 田〇七七一一六八-**一**000五

祉課、または動物病院で行っ

登録手続きは各支所健康福

てください。登録料は一匹に

日吉 瓜六八—〇〇三二 八木 Ⅲ四二—二三〇〇 園部 田六八―〇〇一一 美山 阻六八—〇〇四